

中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことに起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、池田市長が認定を行うものです。

【認定要件】

(次の①、②の要件を満たすこと)

- ① 池田市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ② 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

※創業後1年を経過していない中小企業者（業歴3カ月以上）も認定可能ですので、認定申請をされる場合は、問合せ先までご連絡ください。

【認定期間】

(経済産業大臣が指定する期間)

令和2年2月1日～令和3年1月31日

【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	池田市 HP からダウンロードしてください。 http://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/20/kik_ikannrennhoshou.pdf ※池田市商工労働課（7階）にも設置しています
「池田市内事業所」の確認書類 →要件①を確認します	次の書類による疎明が必要（コピーをご用意ください） 「履歴事項全部証明書（3カ月以内のもの）※原本可」 「確定申告書」、「土地・建物の賃貸借契約書」、「許認可証」、 「会社定款」等、池田市内に事業所を有することが確認できるもの。
各月売上高の確認書類 「月別売上表」（池田市所定様式） →要件②を確認します	池田市 HP から「月別売上表」をダウンロードし、 必要事項を記入してください。 http://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/20/uriage.pdf
委任状	代理の方が申請に来られる場合
その他	実印をお持ちください

[ご注意]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申

込を行うことが必要です。

- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

(問合せ先) 池田市市民活力部商工労働課
〒563-8666 池田市城南 1-1-1 TEL : 072-754-6241